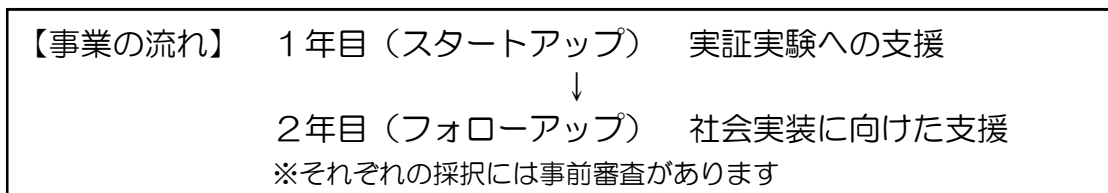


2020（令和2）年度 金沢市市民生活A I 技術等促進事業 企画提案募集について

1. 事業の目的

本市では、市民生活にA I 技術を浸透させることで、豊かな暮らしを実現させるため、A I 技術の社会実装の促進を図ります。

高等教育機関や地場企業、市民の技術・知識を生かした実証実験等を募集し、その費用の一部を支援します。



2. 提案を募集する事業

A I 技術の活用により、市民の豊かな暮らしを実現するとともに、市民生活や観光客の利便性の向上などを図る事業

〈事業例〉

- 子供や高齢者等の安全安心対策
通学児童や認知症高齢者等の見守りサポートの充実
- 公共交通の利便性の向上
最先端技術を用いた公共交通ネットワークの改善
交通不便地域の移動手段の確保
- 観光客の回遊性向上
公共インフラを活用した観光・イベント・災害時情報の即時性の確保
次世代技術を活用した体験型観光の推進
- 日常の暮らしへの備え
豪雨や大雪などの自然災害への対応
森林保全、獣害対策、道路維持管理への対応
- オープンデータの蓄積・活用
市民がICT技術を活用し、地域課題を解決するシビックテックの推進
- A I 技術の普及と開発の加速化
ブロックチェーン技術を活用した電子申請の導入検証

〈要件〉

- 事業実施の主なエリアが、金沢市内であること。
 - 当該事業の目的や金沢市新産業創出ビジョン（2018年10月策定）に合致した事業内容であること。
 - 当該事業の実施にあたり、自らが主体的に関係者との調整や交渉を行う であること。
- ※企画提案にあたり、法令や市の施策等を十分に確認してください。

3. 応募者の要件

次のいずれにも該当する者。

- (1) 大学等高等教育機関の研究者、法人（ただし中小企業者に限る）または法人以外の団体もしくは個人事業主で、A I 技術の社会実装に意欲的に取り組む者

(2) 金沢市内を主な拠点として事業を実施する者

(3) 次の事項に該当しない者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 金沢市から指名停止の措置を受けている者
- ③ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続きを行っている者
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑥ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする者
- ⑦ 公序良俗に反する者
- ⑧ 本事業以外の奨励金、補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている者

4. 事業期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

5. 事業費

(1) 1年目（スタートアップ）実証実験

市からの委託料として、300万円（消費税額を含む。）を限度とします。

(2) 2年目（フォローアップ）社会実装

市からの補助金として300万円（補助率1/2）を限度とします。

(3) 上記の対象経費

事業に必要な経費で次のものを対象とします。

謝礼、旅費・交通費、原材料費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、広報費、消耗品費、印刷製本費、実験・設計等に必要な委託料、工事費、保険料、その他事業実施に必要な費用

※会合の飲食費など事業と直接関わりのない経費や備品購入費（税込1万円以上）は対象外とします。消耗品以外の必要な機器や物品等については、原則レンタル、リースにより調達してください。

6. 応募の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を作成し、提出してください。

- | | | |
|-------------------------|-----|--------|
| ① 応募申込書（様式1） | ・・・ | 1部 |
| ② 企画提案書（様式2） | ・・・ | 3部 |
| ③ 経費明細書（様式3） | ・・・ | 3部 |
| ④ 市税滞納有無調査承諾書（様式4） | ・・・ | 1部 |
| ⑤ その他提案の内容を説明する書類（任意様式） | ・・・ | 3部 |
| ⑥ 応募者に関する書類 | ・・・ | 各1部 |
| ア 定款又は寄附行為等 | | ※法人に限る |
| イ 登記事項証明書（全部事項証明書） | | ※法人に限る |
| ウ 直近2期の決算書類又は所得証明書 | | |

(2) 提出方法

直接持参してください。 ※提出前に産業政策課に相談すること。

(3) 提出先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済局産業政策課

(4) 応募締切

~~令和2年6月3日(水)午後5時45分まで(必着)~~

令和2年9月4日(金)午後5時45分まで(必着)

(5) 留意事項

- ①応募者が提案できる事業は1事業までとします。
- ②文章の補完のために写真、イラスト等を用いてもかまいません。
- ③応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ④提出された申請書類は返却しません。
- ⑤提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑥様式の規格は原則としてA4版縦とします。
- ⑦必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

7. 事業の採択

(1) 選定

金沢市が委嘱した外部識者等による選定審査会において、応募者が行う企画提案のプレゼンテーションによって審査します。

審査にあたっては、下記(2)の審査基準により審査を行い、最も優れたものから予算の範囲内において採択を決定します。

(2) 審査基準

次のような観点から審査を実施します。

①応募者の業務執行能力

- ア 確実に事業を執行できる能力があるか。
- イ 事業の実施体制が確保されているか。
- ウ 事業の実施に必要な他団体との連携が図られているか。

②企画内容の目的適合性

- ア 事業の実現性
ビジネス化により社会実装の実現を図ることができるか。
- イ 事業の社会性
市民生活の向上に取り組むことを事業目的とし、それを事業内容に適切に反映しているか。
- ウ 事業の革新性
新しいサービスやそれを提供する仕組みを開発・提供するものであるか。また、新しい社会的価値を創出し、その事業の波及効果が上がるものであるか。

(3) 審査結果

応募者全員に対して、審査結果を書面にて通知します。

8. 1年目(スタートアップ)の手続きについて

(1) 市では、審査により採用された企画提案を基に仕様書を作成し、選定された者は、市と委託契約を締結した上で事業を実施することになります。

(2) 事業開始後は、収入及び支出を記載した当該事業の独立した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。

- (3) 市から、当該事業の状況について報告を求められた場合は、速やかに回答してください。
- (4) 事業完了後は、速やかに委託事業結果報告書及び関係書類を提出する必要があります。

9. 2年目（フォローアップ）の手続きについて

- (1) 選定審査会に提出した資料を基に、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年5月22日規則第38号、以下「規則」という。）に定める補助金交付申請書を提出することになります。
- (2) 事業開始後は、収入及び支出を記載した当該事業の独立した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。
- (3) 市から、当該事業の状況について報告を求められた場合は、速やかに回答してください。
- (4) 事業完了後は、速やかに規則に定める補助事業実績報告書及び関係書類を提出する必要があります。

9. 遵守事項

事業の執行にあたっては次のことを遵守してください。

(1) 事業の変更等

採択を受けた後、事業を変更しようとする場合、若しくは事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。その場合、市委託料の一部又は全額を返還していただくことがあります。

(2) 安全配慮等

- ・事業の実施にあたり、安全に十分留意するとともに、利用者とトラブルが発生することのないよう配慮するとともに、苦情に対しては誠意をもって対応してください。
- ・万一の事故等に備えて保険に加入してください。

10. スケジュール（スタートアップ事業）

内容	スケジュール
応募締切	6月3日（水） 9月4日（金）
審査（プレゼンテーション）	6月中旬 9月下旬
採択結果の通知	6月中旬 9月下旬
事業開始	7月 10月
事業終了	翌年3月31日
事業報告	事業完了後速やかに提出

【問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済局産業政策課
TEL：220-2204 FAX：260-7191

Mail：sansei@city.kanazawa.lg.jp

URL：https://www4.city.kanazawa.lg.jp/17021/shinsangyo.html